

労働基準広報 2016 No.1904

10/21

CONTENTS

特集 改正育児・介護休業法、改正均等法の省令・指針案等③(最終回) — 6

上司・同僚によるマタハラ防止措置 の実施を事業主に義務づけ

平成29年1月1日施行の「改正育児・介護休業法」、「改正男女雇用機会均等法」の関係省令・改正指針等が公布・告示された。改正均等法では、職場における上司・同僚などによる妊娠・出産等を理由とするハラスメント防止措置義務を事業主に課している。改正法により新たに策定された、いわゆる「マタハラ指針」には、妊娠、出産等に関する言動により女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上講ずべき措置について、改正法に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

(編集部)

●新実務シリーズ／
人事異動の法律ルールと実務Q & A[®] — 12
＜休職、出勤停止①＞

休職制度を設けるか否かは各企業の自由
ノーワーク・ノーペイにより無給も可能

(労務コンサルタント・布施直春)

●労働局ジャーナル ————— 22

インターン生が労働条件に関する情報発信
を行うポータルサイト等の周知依頼を体験

〔福井労働局〕

●裁判例から学ぶ予防法務〈第23回〉 ———— 23

類設計室（取締役塾職員の残業代請求）事件
（京都地裁 平成27年7月31日判決）

塾職員を取締役として労働者性否定し残業代不支給
形だけの契約で労働者と扱わないなど
法の潜脱目的とする行為は許されない

(弁護士・井澤慎次)

●NEWS ————— 1

(厚労省・時間外労働の上限規制の検討に着手) 三六協定の内容・残業の実態把握中心に
議論／(厚労省・業務改善助成金を拡充) 助成
率を最大5分の4、上限を200万円に引上げ
／(27年度・雇用保険事業の概要) 初回受給者
数、給付総額ともに6年連続して減少／ほか

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉 — 36
第32講 判例事案を用いた研修②〈労働時間〉

受講者が同種事案に遭遇した場合に
違法・適法の勘所がつかめるように

(北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏)

●連載 労働スクランブル[®] (労働評論家・飯田
康夫) — 42 ●労務資料 民間人材ビジネス実態把
握調査結果①〈派遣元事業者〉 — 44 ●わたしの監督
雑感 長野・小諸労働基準監督署長 中川賢一 —
54 ●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

労働基準法 〔雇入時の労働条件書面明示〕 社内電子掲示板への掲載は ————— 48 弁護士・新弘江
労働基準法 〔宿日直勤務専門の担当者を採用〕 現在の許可日数上回るが ————— 50 弁護士・岡村光男
労働基準法 〔週2日・1日6時間契約の高校生バイト〕 契約超の勤務させられるか — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内